

第5次 佐倉市総合計画 中期基本計画

2024 ▶ 2027

【概要版】

笑顔輝き佐倉咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」



SAKURA CITY

総合計画とは？

総合計画とは、わたしたちのまちの将来像と、それをめざすための基本的な施策を表したものです。まちづくりの基礎を担う総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造で成り立っています。



○基本構想

「基本構想」は、総合計画の根幹として、佐倉市が目指すべき将来都市像を示すとともに、その実現に向けた政策の柱である「まちづくりの基本方針」を明らかにします。

佐倉市では、令和2（2020）年3月に、2020年度から2031年度の12年間を計画期間とする「第5次佐倉市総合計画」を策定し、“笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」”を将来都市像に掲げ、総合的かつ計画的にまちづくりを推進しています。

○基本計画

基本構想に基づくのが「基本計画」です。基本計画は、基本構想の方針に従い、その目標の実現に向けて、推進すべき施策を体系的に表します。4年ごとに見直し、前期・中期・後期に分け、計画を策定します。

中期基本計画策定の趣旨

この度、令和5（2023）年度をもって4年間の前期基本計画の計画期間が満了となることから、令和6（2024）年度からの4年間を新たな計画期間とする「第5次佐倉市総合計画中期基本計画」を策定しました。

策定にあたっては、基本構想に掲げた「将来都市像」と「まちづくりの基本方針」に基づき、近年の社会状況や佐倉市の抱える課題、前期計画の検証結果等を十分に踏まえた上で、新たな計画の検討を行いました。

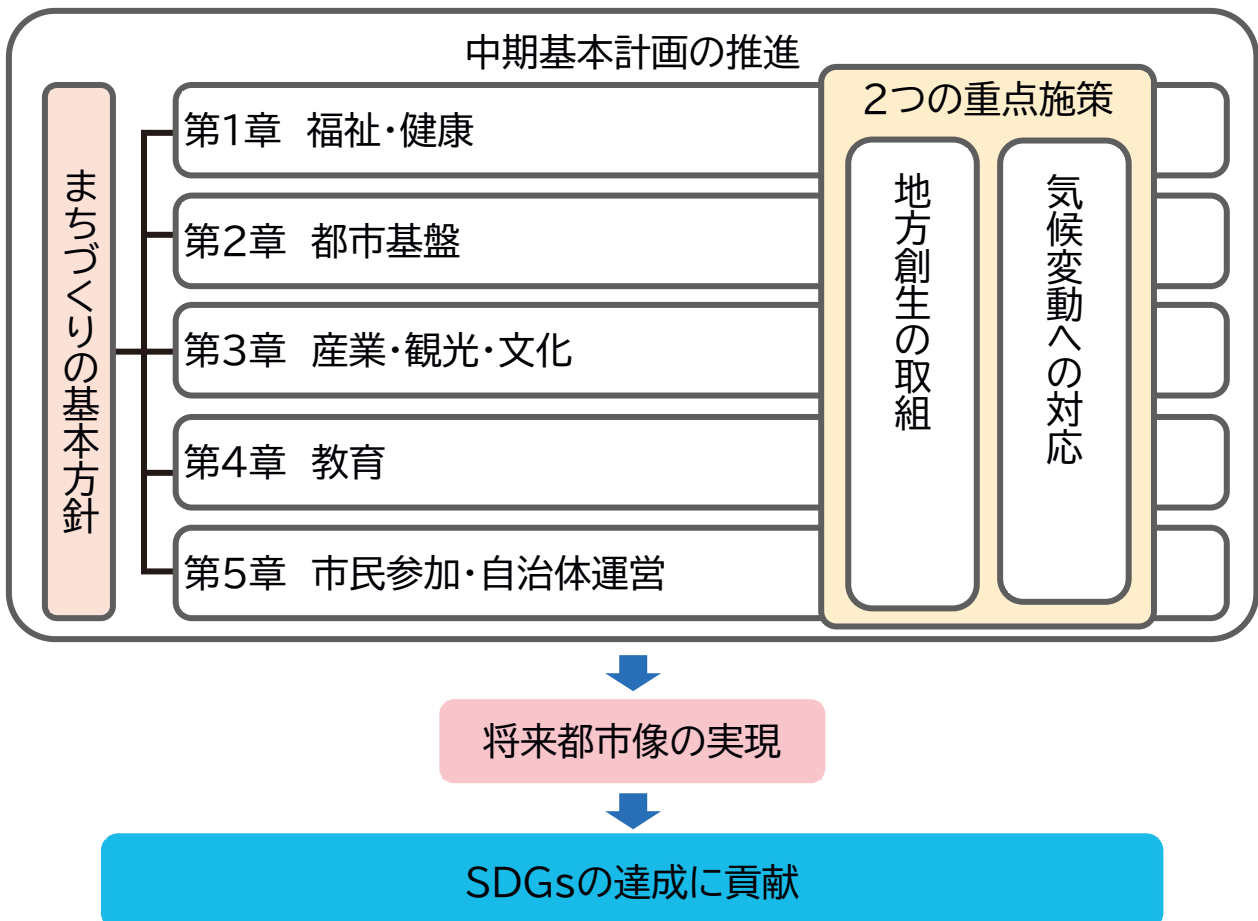
社会構造の変化・行政の課題

- 身近に迫る脅威
(新たな感染症等への対応とデジタル技術の活用／気候変動に伴う気象災害リスクへの対応)
- 人口減少・少子高齢化
(人口減少の抑制／子育て支援の充実／人口減少社会における高齢者の能力発揮)
- 社会経済情勢の変化や、コロナ禍を経験した価値観、ライフスタイルの変化への対応
(市内産業の魅力の底上げ／生産年齢人口の確保)
- 一人一人が尊重される環境づくり
(変化に対応した学びの場づくり)
- 暮らしの安全・安心の確保
(持続可能な公共施設等の管理・活用／地域活動の活性化)
- 積極的に活用する佐倉のポテンシャル
(資源を活用したまちの活性化／総合的・戦略的な情報発信)



重点施策の設定

中期基本計画期間内（2024年度～2027年度）で、特に重点的・分野横断的に取り組むものとして、「地方創生の取組」、「気候変動への対応」の2つの重点施策を掲げています。



重点施策Ⅰ 地方創生の取組（佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略）

地方創生を目的とする国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の考え方は、本市が中期基本計画の期間内に取り組むべき課題への対策と合致することから、中期基本計画の重点施策Ⅰを「佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略」とすることとします。

この重点施策Ⅰでは、「第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方は継承しつつ、4つあった基本目標を重点戦略として位置付け、これまでも進めてきた、人口減少・少子高齢化に対応するための地方創生の取組を、デジタル技術を活用し加速させていきます。

重点戦略① 地域経済の活力増進を図り、魅力的な「しごと」に就ける機会を提供します

<重点戦略の内容>

- ①企業誘致の推進と既存企業等への支援
- ②多様な人材の就業の支援

重点戦略② 佐倉の魅力を発信し、「ひと」の流れをつくり定住につなげます

<重点戦略の内容>

- ①佐倉の魅力の発信
- ②佐倉の魅力の向上
- ③子どもたちの才能が開花する教育と定住を促進する住まいに関する支援の充実

重点戦略③ 市民の結婚・出産、子育ての希望を叶えます

<重点戦略の内容>

- ①結婚へつながる機会の提供
- ②妊娠・出産・子育て期を通した切れ目のない支援

重点戦略④ 安心して笑顔で暮らし続けられる「まち」をつくります

<重点戦略の内容>

- ①生涯活躍の場の創出
- ②市民協働による地域活動の活性化
- ③安全・安心を確保する社会基盤の整備
- ④持続可能な行財政運営

横断的視点：デジタル技術の活用

重点施策Ⅰ「地方創生の取組（佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略）」の4つの重点戦略において、デジタル技術の積極的な活用を図り、地方創生の取組を加速化することで、誰もがデジタル化の恩恵を享受でき、便利で快適に暮らせる社会の実現を目指します。

重点施策Ⅱ 気候変動への対応

印旛沼を擁する佐倉市では、流入河川の氾濫がたびたび発生するなど、洪水調整機能の強化が地域課題の一つとなっています。また、佐倉市は、熱中症リスクの指標となる『暑さ指数（WBGT）』も高い状況にあり、気候変動によるさまざまな影響が市内で顕在化しつつあります。

2018年に成立した気候変動適応法では、地方公共団体の責務として、地域の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策推進に努めるよう規定されており、地域気候変動適応計画の策定や、地域気候変動適応センターの機能確保を努力義務と定めています。佐倉市では2019年の台風・大雨で甚大な被害を被った経験もあることから、喫緊の課題である気候変動への対応を重点施策に位置付け、取組を推進していきます。

<重点施策の内容>

- ①市民意識の醸成
- ②行動計画の策定
- ③施策連携による「適応策」及び「緩和策」の推進

第5次佐倉市総合計画におけるSDGsの考え方

○佐倉市に期待されるSDGsの取組と施策の関係

第5次佐倉市総合計画の推進を図ることにより、多くのSDGsの目標の達成に寄与していきます。また、2030年までにSDGsに掲げる17の目標を達成するためには、市民一人ひとりが様々な地域課題を「自分ごと」として考え、行動することが重要であり、誰一人取り残さないというSDGsの理念のもと、各施策間の有機的な連携を図りながら推進することで、地域課題解決の加速化も期待されます。持続可能な社会の実現に向け、企業や市民団体などあらゆるステークホルダーと連携しながら、国が進めるSDGs未来都市の選定も視野に、中期基本計画に位置づけた各種施策を進めていきます。

○SDGsの目標に寄与する指標の設定

中期基本計画では、新たに「SDGsの目標に寄与する指標」を設定しています。各基本施策に設けた成果指標をSDGsの169のターゲットと照らし合わせ、いずれかのターゲットに寄与すると判断したものを「SDGsの目標に寄与する指標」としました。（※詳しくは計画書本編参照）



計画の体系

<将来都市像>

<5つのまちづくりの基本方針>

<基本施策>



基本施策

1-1 地域福祉

- 施策①：地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します
- 施策②：生活困窮者の相談・支援を行います

1-2 子育て支援

- 施策①：相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います
- 施策②：子育てに係る経済的負担を軽減します
- 施策③：児童虐待の防止を図ります
- 施策④：保育の受け皿の確保等、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります

1-3 高齢者福祉

- 施策①：住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します
- 施策②：生きがいづくり・介護予防を推進します
- 施策③：認知症施策を推進します
- 施策④：安定した介護保険運営を行います

1-4 障害者福祉

- 施策①：障害に対する理解を促進します
- 施策②：障害福祉サービスを充実します

1-5 健康づくり

- 施策①：市民の健康づくりを推進します
- 施策②：生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります
- 施策③：地域医療の充実を図ります
- 施策④：医療費の適正化を図ります

2-1 都市計画・公共交通

- 施策①：都市と農村が共生するまちづくりを計画的に推進します
- 施策②：持続可能な公共交通網の形成を推進します
- 施策③：景観形成による愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します

2-2 住宅・住環境

- 施策①：良好な住生活の確保及び向上に努めます
- 施策②：適正な建築行政を推進します

2-3 道路環境

- 施策①：快適な道路の整備を推進します
- 施策②：安全・安心な道路環境を保全します

2-4 公園・緑地整備

- 施策①：みどりの適正な量の確保とみどりの質の向上を目指します
- 施策②：みどりを活用し、持続可能で豊かな暮らしを実現します
- 施策③：市民協働・公民連携によるみどりの維持管理や利活用を促進します

2-5 上下水道

- 施策①：経営と施設の健全性、持続性を確保します
- 施策②：雨水排水施設を適正に管理し浸水被害の軽減に努めます

2-6 消防・防災

- 施策①：地域における消防力の充実を図ります
- 施策②：消防体制の整備を図ります
- 施策③：防災に関する知識・意識の普及を図ります
- 施策④：災害に備えた体制を整備します

2-7 防犯・交通安全

- 施策①：犯罪の抑止を図ります
- 施策②：交通安全対策を推進します

2-8 市民相談・結婚支援

- 施策①：市民相談への適切な支援を推進します
- 施策②：安全な消費生活を守ります
- 施策③：結婚支援を推進します

2-9 環境保全

- 施策①：豊かな自然環境を保全します
- 施策②：ごみの減量化・資源化を推進します
- 施策③：生活環境の保全を図ります
- 施策④：地球温暖化対策を推進します

3-1 商工業振興

- 施策①：企業の競争力向上に向けた取組を支援します
- 施策②：企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します
- 施策③：多様な人材の就業を支援します

3-2 農業振興

- 施策①：競争力のある農林水産業を推進します
- 施策②：美しく活力のある農村社会にします

3-3 観光振興

- 施策①：観光客の来訪や消費を喚起する取組を推進します
- 施策②：商品造成や営業活動の強化、情報発信の充実を図ります

3-4 文化・芸術振興

- 施策①：文化財の保存・活用を推進します
- 施策②：芸術文化の普及を推進します

4-1 学校教育

- 施策①：学力向上・学習内容の充実に取り組みます
- 施策②：豊かな人間性を育む教育に取り組みます

4-2 教育環境

- 施策①：良好な学習環境を整備します
- 施策②：地域に開かれた学校運営を行います
- 施策③：安心して学校に通える環境を提供します

4-3 生涯学習

- 施策①：市民の生涯学習を推進します
- 施策②：生涯学習の環境を整備します

4-4 青少年健全育成

- 施策①：青少年の健全育成に取り組みます
- 施策②：地域とのふれあいを増やします

4-5 スポーツ振興

- 施策①：スポーツを楽しむ機会を提供します
- 施策②：スポーツ施設を提供します

5-1 コミュニティ

- 施策①：地域における市民活動を支援します
- 施策②：コミュニティの活動拠点の整備支援・利用促進を行います

5-2 平和・国際化

- 施策①：平和の尊さを啓発し、恒久平和に向けた世界の取組と連携します
- 施策②：多文化が共生できる地域づくりを推進します

5-3 情報発信・共有、広聴

- 施策①：シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります
- 施策②：市民意見を集約し、効果的な市政への反映を目指します

5-4 人権・男女平等参画

- 施策①：人権を尊重する意識の醸成を行います
- 施策②：あらゆる場における男女平等参画を推進します
- 施策③：DV等あらゆる暴力の根絶を目指します

5-5 行財政運営

- 施策①：人事管理の適正化を推進します
- 施策②：健全で持続可能な行財政運営を推進します
- 施策③：税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します
- 施策④：行政手続の簡素化と利便性の向上を図ります

5-6 資産管理・運営

- 施策①：効果的・効率的な資産運営をすすめます
- 施策②：施設の保全を行います

5-7 企業・高等教育機関等との連携

- 施策①：企業・高等教育機関等との連携・協力を推進します